



### ～8月だよ！全員集合！～ 宴JOYあどがわ

「あど川地区夏まつり」は「宴JOYあどがわ」に！子どもから大人まで、ふれあい楽しめる祭へパワーアップ!!

- ▼日時 8月1日(土) 17時～21時30分
- ▼場所 健康の森梅の子運動公園 (JR安曇川駅下車、江若バスで25分)
- ▼内容 園児創作みこし、和太鼓演奏、参加型ゲームなど  
☎安曇川支所 ☎(32)1131

### 近江今津ふるさと夏まつり2009 “やっさ！今津！！”

- ▼日時 8月1日(土) 17時～21時40分
- ▼場所 高島市民会館駐車場、中浜 (JR近江今津駅下車、徒歩5分)
- ▼内容 高島音頭総おどり、やっさソーラン、灯笼供養、花火大会(21時30分～)など  
☎近江今津ふるさと夏まつり実行委員会 ☎(22)2108

### YOSAKOIまつりin高島

- ▼日時 8月8日(土) 16時～21時
- ▼場所 高島公民館周辺 (JR近江高島駅下車、徒歩15分)
- ▼内容 関西京都今村組によるよさこい、おたのしみ抽選会など  
☎2009たかしま夏まつり実行委員会事務局 ☎(36)2007



### しんあさひ子ども七夕まつり

新旭の子どもたちが企画・運営する、子どもたちが主役の楽しいまつり！

- ▼日時 8月1日(土) 16時～20時
- ▼場所 新旭公民館周辺 (JR新旭駅下車、徒歩5分)
- ▼内容 七夕かざり、灯笼かざり、竹パンづくり体験、おばけ屋敷、ビンゴゲームなど  
☎しんあさひ子ども七夕まつり実行委員会 (新旭振興室内) ☎(25)8100

### マキノサマーカーニバル2009

- ▼日時 8月1日(土) 昼の部：15時～ 夜の部：21時～21時30分
- ▼場所 マキノサニービーチ高木浜 (JRマキノ駅下車、徒歩5分)
- ▼内容 昼の部：ステージショー、ビンゴ大会、模擬店など 夜の部：花火大会  
☎四季遊園マキノ交流促進協議会 ☎(28)8002

### 朽木ふる里まつり

- ▼日時 8月14日(金)
- ▼場所 朽木保健センター前  
※詳しくは8月1日号でお知らせします。

### たかしま市民まつり

- ▼日時 8月29日(土)
- ▼場所 健康の森 梅ノ子運動公園 (JR安曇川駅下車、江若バスで25分)
- ▼内容 花火大会、日本一の魚つかみなど  
※今年は、「たかしまこどもまつり」と「たかしま市民活動屋台村」を合同で開催します。  
☎たかしま市民まつり実行委員会 ☎(32)1580

## 副市長に 竹脇 義成氏が就任



### 就任にあたって

高島市民の皆さん、こんにちは。この度、高島市副市長を勤めさせていただくことになりました。長引く景気の低迷により、社会全体が今ひとつ元気がない中で、行政を取り巻く環境も厳しさを増しています。とりわけ、財政基盤が弱い市や町では市民サービスの見直しとともに、地域の課題は住民自らが知恵を出し、協力しあつて取り組む、いわゆる「協働のまちおこし」が進められるようになっていきます。行政の手法がどのように変わろうとも、めざすところは市民福祉の向上。市民の目線で政策を組み立て、実行することにより、市民の皆さんの満足度を高めてまいりたいと考えます。そして、その鍵を握るのは、高島市職員一人ひとりであります。西川市長を先頭に、職員皆さんの英知と意欲が最大限に発揮されるよう、微力ながら、全力を尽くしてまいります。

高島市議会6月定例会の最終日、副市長に竹脇義成氏を選任する人事案件が追加提案され、全会一致で同意されました。竹脇副市長は7月1日に就任し、任期は平成25年6月30日までの4年間です。

## 浄化槽の適正な 維持管理をしましょう！



浄化槽は、トイレからのし尿や台所の洗い水など家庭から排出される汚水を、微生物の働きなどを利用してきれいな水にする施設です。浄化槽からの排水をきれいにするためには維持管理が重要です。そのため、浄化槽法では、次の受検が義務付けられています。

① 保守点検  
微生物の管理や付属機器の点検

保守点検とは、浄化槽を良好な状態に維持するためのメンテナンスです。機械の点検・修理や消毒薬の補給をします。浄化槽の種類に応じて、保守点検の回数が定められています。管理者(設置者)には、保守点検をする義務があります。登録を受けた保守点検業者と委託契約を結び、定期的に保守点検をしてください。

② 清掃  
槽内に溜まった汚泥の引き抜き

浄化槽を使用していると汚泥がたまりやすくなります。悪臭を防ぎ、浄化槽の機能を保つためには年一回以上、基準に従って清掃する必要があります。

③ 11条検査  
毎年一回行う法定検査

浄化槽の維持管理(保守点検や清掃)が適正に行われているかどうかを確認する検査です。管理者(設置者)は、毎年一回定期検査(11条検査)を受ける義務があります。私たちの身近な水環境を守るために、年に一回必ず11条検査を受検してください。

滋賀県知事指定検査機関  
(社) 滋賀県生活環境事業協会  
☎077(554)0211  
県庁 循環社会推進課  
☎077(528)3474  
市役所 環境政策課  
☎(50)8123

お知らせ拡大版  
タウンページ  
暮らしの情報  
安心安全  
子育て  
いきいき元氣生活  
文化情報